

保護者様

自然災害等に対する対応について（改定）

愛媛県立宇和島南中等教育学校長 河野 昇治

本校では、自然災害等に対する対応について、次のように取り決めに改定しましたので御連絡申し上げます。ただし、地方自治体の災害対策本部からの指示・命令があった場合は、それに従い、万全を期してください。また、指示や勧告が無くても、保護者の皆様が危険であると判断された場合には、自主避難などの対策をして、学校に御連絡ください。欠席の申し出があった場合には、これを認めるとともに、欠席扱いとはしません。

記

- 1 登校前に、南予地方に**暴風警報・暴風雪警報・特別警報**が発令された場合、または、在住地域や本校所在地域（明倫・鶴島地区）が自然災害等に伴う**警戒レベル4（避難指示・避難勧告）以上**（※1）の発令対象地域となった場合

午前7時30分までに解除された場合	午前8時25分までに登校する（※2）
午前7時30分から午前10時までの間に解除された場合	昼食を済ませて、午後1時45分までに登校する（※3）
午前10時までに解除されなかった場合	終日、自宅待機とする

- 2 公共交通機関が**全線運休**になった場合（公共交通機関を利用している生徒）

午前10時までに復旧した場合	復旧次第、登校する（※4）
午前10時までに復旧しなかった場合	終日、自宅待機とする

- 3 登校後に、南予地方に**暴風警報・暴風雪警報・特別警報**が発令された場合、または、在住地域や本校所在地域（明倫・鶴島地区）が自然災害等に伴う**警戒レベル4（避難指示・避難勧告）以上**（※5）の発令対象地域となった場合

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて判断し、必要に応じて緊急連絡システムとホームページで家庭に連絡する。 ・生徒は保護者と連絡が取れない場合やすぐに帰宅できない場合には、学校で待機できるものとする。 |
|---|

- 4 大地震が起こり、**津波警報**が発令された場合

上記1～3に準じて行動する。

（※1，5）**警戒レベル3（避難準備）**が発令された場合は、基本学校は開校するが、状況によっては学校から対応を指示する。

（※2，3，4）通学状況によって遅刻した場合には、「**公遅**」扱いとする。